

第十三号議案

江戸川区監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区監査委員条例の一部を改正する条例
江戸川区監査委員条例（昭和四十年一月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「監査担当係長」を「係長」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

令和三年度組織改正に伴い、江戸川区監査委員事務局に置く職員の職名について、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。